**19条連絡会ニュース No.３**

【目次】

**Ⅰ**　巻頭言：日盲連会長 竹下義樹

**Ⅱ**　あん摩師等法１９条連絡会第９回幹事会 議事要旨（案）

**Ⅲ**　盲学校理療科卒業生の進路問題とあはき法19条裁判：

理教連会長 栗原勝美

**Ⅳ**　全視協19条裁判活動報告

**Ⅴ**　カンパのお願い

発　行：あん摩師等法19条連絡会

発行日：2018年７月３０日

※ 幹事会の開催後に発行

**Ⅰ**　巻頭言

社会福祉法人日本盲人会連合会長　竹下 義樹

　平成医療学園グループ（原告）は、訴訟において、視覚障害を有するあマ指師は年金や福祉で生活を支えれば足りるかのように主張している。かかる主張は、視覚障害者の働く権利（憲法２７条）をも否定する冒涜とも言うべき主張であり、あん摩師等法19条の不要論を主張するためとはいえ、断じて許すことのできない主張である。そうした原告の主張は、視覚障害あマ指師が晴眼者などの進出によって経済的自立を阻害されていることを認めざるを得なくなったことからなされた破れかぶれの主張であるとも言える。

私たちは、視覚障害を有していても働くことによって社会参加をし、自己実現を図り、経済的自立を求める権利があることを、今一度強く訴えなければならない。そして、今こそ視覚障害あマ指師が職業人として誇りを持ち、生きがいを持って働いていることを裁判所に伝えることが必要である。裁判が今後判決に向けて審理が進む過程で、私たち視覚障害あマ指師の思いを裁判官に伝える工夫を検討しなければならない。

**Ⅱ**　あん摩師等法１９条連絡会　第９回幹事会　議事要旨

日時：　平成３０年６月３０日（土）１０時３０分～１２時３０分

場所：　日本盲人福祉センター　研修室

出席者（敬称略）

日盲連 竹下、小川、逢坂、三宅、小柴

日マ会 安田、野本

理教連 栗原、本田、杉本

全視協 田中、東郷、生田目

全鍼師会 仲澤

東北協議会 及川

関東協議会 鈴木

近畿協議会 辰巳

欠席者（敬称略）

　　日マ会 高橋

　　日盲連 伊藤副会長、木村

１．竹下会長挨拶

　（１）１９条裁判の証拠が原告と被告双方から出し尽くされた感があり、夏から秋にかけて裁判所では証拠の整理の時期に来ている。

　（２）署名やはがき、裁判傍聴に加えて、直接的に裁判の手続きに我々の声を届ける手段を加えていけないか模索している。

２．議題

　（１）新たな情勢について

厚労省も裁判が終盤にきているとみており、話し合いを設けている。４月から担当者が全員入れ替わったため、顔合わせを始めている。厚労省の井上係長と、我々の声を届ける手段について意見交換をしたいという話をしている。

（２）各団体の取り組みについて

全鍼師会　・１０月１５日 ９時～９時４５分　東洋療法推進大会（鹿児島）で、１９条問題を取り上げた分科会をおこなう。

理教連　・７月２５日に仙台で理教連の総会があるので、引き続き、署名等のお願いをする。５月、６月に裁判所へ署名済み用紙の提出をした。

全視協　・マスコミ、裁判所あての点字墨字のはがき、２,０００セットを普及。裁判長宛てを２,０００セット作成予定。

・募金は、３月３１日現在の集計で３２２の個人と団体、約１１０万円。（１,０９７,５００円。）

・裁判の傍聴参加延べ人数は、署名は３０,０００筆目標を立てており、現在２８,６７８筆集まり裁判所へ提出した。達成率９６%・傍聴閲覧、裁判記録の閲覧、学習会、街頭宣伝などに用いるビラを作成。

日マ会　・署名は、５月３１日で東京６７６筆、大阪６７０筆、仙台６５８筆となっている。

・募金は、１９万９０７０円。

・傍聴もネット等で参加呼びかけを行っている。

日盲連　・仙台の裁判長と右賠責が変わったので、加盟団体へ修正した署名用紙を送った。

・全国大会２日目に集まった募金額は８３,４７２円。

・カンパ金は、ほぼ全国の視障協からあり、３７０万ほど集まっている。署名は集まってはいるが、鈍い。

引き続き、各裁判所への署名筆数が、１０万筆に達するように努力してほしいとの意見が出された。

（３）各ブロックの動き

東北 ・６月７日に仙台の裁判長、事務官の担当が変わったので、視覚障害者が傍聴しやすい裁判（読み上げや、声の大きさ）を行って欲しい旨を伝えてきた。

・今年度の財源と予算を立てたので、それで運営していく。

・第２回シンポジウムを計画中。

関東　・全国大会までに関東ブロックの全団体からカンパがあった。

・院内集会、決起大会に動員をかけたい。

近畿　 ・第９回口頭弁論に、厚労省の井上係長から来られ、厚労省の考え方にブレがないことを発言された。

・街頭活動、中央集会への呼びかけに加え、再度、募金や署名も強化していく。

（４）集会の実施について

集会のもちかた、内容、時期について意見交換が行われた。

中央と地方（ブロック単位）で会場は違うが、可能な限り同日の開催とし、中央で１,０００人規模程度の集会を行うことが提案された。

内容については、次回の幹事会で意見交換を行うこととなり、内容と地方での集会の持ち方のたたき台を竹下会長が作成することとなった。開催時期については、１１月の日曜日で行うこととなった。

（５）啓発活動について（次回ニュースの発行など、新たな宣伝用パンフレットとチラシの作成など）

・１９条連絡会ニュースNo.3については、理教連が担当することとなった。７月中の発行予定。点字版、墨字版の発行部数について、会議後に担当者で確認した結果、各団体へは墨字３部、点字３部を送付することとなった。

・作成済みの宣伝用のチラシとパンフレットについては、もっと簡単にしてほしい、わかりやすくしてほしい、文字が多すぎる、難しい等の意見がでている。これに対しての意見交換が行われ、前回のチラシとパンフレットを単にバージョンアップするだけではないものを作成し、著作権フリーにすることで、各団体が団体にあったチラシやパンフレットを作成してはどうかとの意見が出された。

　（６）その他

１９条問題専用の口座開設について

・口座開設が済んだことなど、現在の状況について報告があり、今後の運用方法についての意見交換が行われた。次回の１９条連絡会ニュースには口座番号を記載し、活用していくことが確認された。

※次回幹事会　８月１０日（金）１３：００～　日本盲人福祉センター

**Ⅲ**　盲学校理療科卒業生の進路問題とあはき法19条裁判

理教連　栗原 勝美

【構成：目次】

１　視覚障害者の就労の現状

１．「視覚障害者の職業紹介状況」

２．全国の盲学校理療科卒業生の理療関係の進路状況

２　視覚障害のあるあはき師をとりまく厳しい現状

１．あはき国試の結果

２．はり・きゅう師、柔道整復師、理学療法士の激増

(１)　あはき師・柔整師・理学療法士数

(２)　晴眼あはき・柔整養成施設数・定員の現状

(３)　あはき・柔整養成施設数・（定員）の推移

(４)　あはき師養成施設の定員に対する充足率

(５)　就業あマ指師数（視覚障害者）の推移

３．あはき就労現場の状況

(１)　病院マッサージ師の激減

(２)　あマ指師が機能訓練指導員として従事している介護関係施設のあマ指師・柔整師・理学療法士数

(３)　あはき・柔整療養費の状況

３　まとめ

１　視覚障害者の就労の現状

１．「視覚障害者の職業紹介状況」

（平成28年度厚労省調べより抜粋）

　職業別就職件数（件、％）

　※ 以下、総数、うち重度の順　（　）内は率

　視覚障害者　　　　　　2,129（100）　1,289（100）

　専門的・技術的職業　　1,147（53.9）　 902（70.0）

　　あはき業　　　　　　1,113（52.3）　 897（69.6）

　　　あん摩鍼灸ﾏｯｻｰｼﾞ　1,004（47.2）　 815（63.2）

　　　ヘルスキーパー　　 52（　2.4）　 41（　3.2）

　　　機能訓練指導員　　 57（　2.7）　 41（　3.2）

　　理学療法士　　　　 　34（ 1.6）　 23（　1.8）

　　ケアマネージャー　 　 4（　0.2）　 3（　0.2）

　　情報処理技術者　　　　　5（　0.2）　 4（　0.3）

　運搬・清掃等の職業　　 391（18.4）　　143（11.1）

　事務的職業　　　　　 269（12.6）　　116（ 9.0）

　サービスの職業　　　 　156（ 7.3）　 　65（ 5.0）

　※ 視覚障害者の５割、重度視覚障害者では７割が、あはき関係　　　に就職している。

２．全国の盲学校理療科卒業生の理療関係の進路状況

（過去15年のまとめ：平成14年～28年）

（人）( )内は％

　　　　　　平成14～18年　19～23年　　24～28年の順

　開業　　　 387（20.8）　 143（10.8）　 82（ 7.4）

　病院　　　 241（ 12.9）　103（ 7.7）　   62（ 5.6）

　診療所　　 207（ 11.1）　   85（ 6.4）　  47（ 4.2）

　施術所　　 663（ 35.6）　473（35.6）　255（22.9）

　訪問リハ　 0 （ 0.0）　164（12.3）　 262（23.5）

　サウナ等　 39（ 2.1）　 10（ 0.8）　 ３（ 0.3）

　ﾍﾙｽｷｰﾊﾟｰ　 105（ 5.6）　123（ 9.2）　 190（17.1）

　老人施設　 221（11. 9）　229（17. 2）　213（19. 1）

　総　　数　1,863（100） 1,330（100） 1,114（100）

２　視覚障害のあるあはき師をとりまく厳しい現状

１．あはき国試の結果

　※ 第２６回（Ｈ２９年度）あはき国試結果（理教連まとめより）

〔あマ指〕　　 受験種数　 合格者数　 合格率

　総　　　数　　１,５８４　１,３１４　 ８３.０％

　視覚障害者　　 ４０５　　 ２５２　 ６２.２％

　晴　眼　者　 １,１７９　 １,０６３　 ９０.２％

〔は　り〕　　 受験種数　 合格者数　 合格率

　総　　　数　 ４,６２２　  ２,６６７　  ５７.７％

　視覚障害者　　   ２８０　 　 １２６　 ４５.０％

　晴　眼　者　　４,３４２　 ２,５４１　 ５８.５％

〔きゅう〕　　 受験種数　 合格者数　 合格率

　総　　　数　 ４,５５５　  ２,８４５　 ６２.５％

　視覚障害者　　  ２６９　　１４０　 ５２.０％

　晴　眼　者　 ４,２８６　  ２,７０５　 ６３.１％

２．はり・きゅう師、柔道整復師、理学療法士の激増

(１)　あはき師・柔整師・理学療法士数　（2016年末就業者数）

　あマ指師　116,280人（視覚障害者26,653人・２２.９％）

　　116,007人（視覚障害者15,207人・１３.１％）

　きゅう師　114,048人（視覚障害者14,546人・１２.８％）

　　 68,120人

　　 130,020人（2015年末免許取得者数）

(２)　晴眼あはき・柔整養成施設数・定員の現状（2015年）

◇ あマ指　 ３校（ 2都府） 　 　　　 265人

◇ あはき　 19校（10都府県） 　 　974人

◇ は・き　 93校（31都道府県、うち大学11）　5,785人

◇ 柔　整　109校（32都道府県、うち大学16）   8,857人

(３)　あはき・柔整養成施設数・（定員）の推移

　　 年　　Ｈ10（1998）　Ｈ27（2015）

　 あマ指　　90（1,142）　 89（1,033）

　 あはき　　86（1,841）　 83（1,713）

　は・き　　14（ 875）　 93（5,665）

　 柔　整　　14（1,050）　109（8,797）

　※　平成10（1998）年は、福岡柔道整復専門学校非認定処分　　　取消訴訟で国が敗訴した年の翌年に当たり、この年に同専門学　　　校の柔道整復師科とはり・きゅう師科が認定された。

(４)　あはき師養成施設の定員に対する充足率（％）

（厚労省所管分、Ｈ27年）

　　　　　　　定員　　　　　 受験者数　　　　　入学者数

　あん摩師　 280（100）　 356（127）　 253（90）

　あはき師　1,122（100）　2,158（192）　 1,027（92）

　は き 師　5,076（100）　3,259（ 64）　   2,642（52）

(５)　就業あマ指師数（視覚障害者）の推移

　1960年　　４９,１９４人（３０,２９５人、６２％）

　1970年　　６２,９２３人（３５,１７２人、５６％）

　1980年　　８０,０５９人（３７,６７９人、４７％）

　1990年　　９１,９６９人（３５,１４４人、３８％）

　2000年　　９６,７８８人（２７,５５１人、２９％）

　2010年　１０４,６６３人（２５,２２４人、２４％）

　2016年　１１６,２８０人（２６,６５３人、２３％）

３．あはき就労現場の状況

(１)　病院マッサージ師の激減

　　　　　1990　1996　  2002　2005　 2011　 2014

　病　院　7,040　6,034　4,376　3,632　2,103   1,642

　診療所　　－－　5,498　 4,978　5,192　4,055　2,951

〈参考〉柔整師（2014） 病院： 523　 診療所： 3,649

 理学療法士　　　  病院：66,151　診療所：10,988

(２)　あマ指師が機能訓練指導員として従事している介護関係施　設のあマ指師・柔整師・理学療法士数

（「平成26年介護サービス施設・事業所調査結果」より）

　機能訓練指導員総数　３８,９６９（100％）

　理学療法士　　　　　　４,７６８（12.2％）

　　　　　　　４,１７４（10.7％）

　　　　　　　２,８２７（ 7.3％）

　(付)　機能訓練指導員へのはり・きゅう師の追加

※ 今回の介護保険見直し（2018年）の際、厚労省は、はり　　　　師・きゅう師を機能訓練指導員の対象資格に追加した。

(３)　あはき・柔整療養費の状況（2014年）（　）内は前年度比

　　40兆8千億円　（　1.9％）

　　　 3825億円　（－0.8％）

　　　　670億円　（　5.2％）

　はり・きゅう　　　380億円　（　4.3％）

　※ 訪問マッサージの増加の影響もあり、マッサージの療養費の　　　伸びが目立っている。

３　まとめ

　以上、現在もなお、視覚障害者があはきに依存して就労・生活している実態、盲学校卒業生の進路実態とその周辺状況について報告した。

　治療院開業は、移動障害がある視覚障害者にとって重要な就業形態である。しかし、開業のようないわゆる自由業は福祉と就労の谷間で支援制度がなく、開業するには厳しい状況である。加えて、価格破壊と競争激化及びマッサージの質の低下をもたらしている無資格マッサージ業者の激増、鍼灸接骨院等で行われている鍼灸師や柔道整復師による無資格マッサージ等、既に開業している視覚障害者の生活を困窮させている問題も解決すべき大きな問題である。

　病院や医院・診療所での医療マッサージは重要な医療資源であるが、診療報酬（保険点数）が低いことが経営面に悪影響となり、病院や診療所で働くマッサージ師は衰退の一途である。

訪問マッサージを中心とした治療院への就労は、盲学校にとって主たる就労先である。しかし、訪問マッサージは施術料金が安く往療料に頼っている現状であり、このビジネスモデルをどう変革していけるかがとわれている。

さらに、はり師、きゅう師が、機能訓練指導員の対象資格に加えられたことで、視覚障害がある機能訓練指導員の働く場は消滅しかねない状況にある。病院マッサージ師が衰退してきた歴史に学び、視覚障害がある機能訓練指導員の雇用をどのように守り発展させていくのか、早急な取組が求められている。

ヘルスキーパーは大都市圏の盲学校にとって最も有望な職域である。しかし、契約社員が大多数であること、雇い止め問題の行方、待遇格差、やりがい格差等、様々な課題がある。また、ここにも無資格マッサージ業者が触手を伸ばしている。企業で働く人々の健康を支える専門職として発展させていく努力が必用である。

障害者の法定雇用率が2.2％になっても視覚障害者の雇用が進んでいる実感はない。特定障害者雇用率制度も機能していない。国民の多くは、視覚障害者があはき業で生活している実態をしらない時代である。あはき関係就労の現場も厳しい状況にある。視覚障害者のあはき教育・あはき業は、これまでの歴史の中で最も厳しい状況にあるのかもしれない。視覚障害があるあはき師の就業に具体的に結びつく制度の改正・新制度の整備、マッサージのエビデンスを確立する研究の推進、無資格マッサージ業者の規制の強化等、解決すべき課題は多い。その課題を直視し、私たち一人一人ができることをしていくことが大切である。

今、あはき法19条が撤廃されれば視覚障害者のあはき教育・あはき業は壊滅的な打撃を受けることになる。需給バランスを欠くことになるあはき法19条の撤廃は健常のあはき師にとっても見すごせない重大な問題である。様々な課題解決に取り組むためにもあはき法19条は最後の砦である。健全にあはき業を発展させるために、国がこの裁判に勝訴するよう結束して支援し、あはき法19条を死守しようではないか。

**Ⅳ**　全視協19条裁判活動報告

2018年6月30日

　「視覚障害者は1つ」全国は1つ」で、19条裁判に勝利します。

1．ジャンボ葉書……マスコミ・裁判長宛の第1次葉書は、理教連購入分を含め2,000セットを普及しました。さらに、裁判が大詰めを迎えている情勢なので、第2次裁判長宛葉書に取り組みます。

現在の予約は1,200セットですが、2,000セットを印刷します。１セット150円です。

2．19条裁判対策募金……「点民」に、募金協力者名簿、会計報告を掲載しています。3月31日現在、322人・団体、1,097,500円です。

3．裁判傍聴を組織……2016年9月9日の大阪地裁第1回口頭弁論から始まり、すでに仙台7回、東京9回、大阪9回の25回の口頭弁論が開かれ、傍聴行動を組織しました。

仙台地裁には毎回、埼玉、東京、茨城からも応援に駆けつけています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １回 | ２回 | ３回 | ４回 | ５回 | ６回 | ７回 | ８回 | ９回 | 小計 |
| 仙台地裁（79席） | 21 | １１ | １２ | ２３ | １６ | １９ | １６ | ９８ |  |  |
| 東京地裁（98席） | ５８ | ６３ | ７１ | ６３ | ６８ | ７１ | ７０ | ６７ | ７７ | ６０８ |
| 大阪地裁（93席） | １５ | ３４ | ３６ | ３０ | ３５ | ３９ | ４０ | ４８ | ３７ | ３１４ |
| 小計 | ９４ | １０８ | １１９ | １１６ | １１９ | １２９ | １２６ | １１５ | １１４ | １,０２０ |

この内、仙台地裁の全部参加者は、佐藤広一（宮城県）、大楽スミヨ・戸田恵子（福島県）、片桐孝・権平嘉昭（埼玉県）、東郷進（東京都）の6人。

同じく東京地裁の全部参加者は、片桐孝・楠田房雄・杉田直枝・本田東・松本康寿（埼玉県）、稻垣実・織田津友子・大楽スミヨ・田中章治・東郷進・西村利光（東京都）、和泉厚治・藤野喜子（神奈川県）の13人です。

　同じく大阪地裁の全部参加者は、未集約です。

4．署名……28,678筆、達成率96％になりました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 小計 | 墨字 | 点字 | 達成率（％） |
| 仙台地裁 | 9,821 | 9,566 | 255 | 98％ |
| 東京地裁 | 9,511 | 9,250 | 261 | 95％ |
| 大阪地裁 | 9,346 | 9,012 | 334 | 93％ |
| 全国 | 28,678 | 28,928 | 850 | 96％ |

5．裁判記録の閲覧……裁判記録の閲覧をしました。

6．出前学習会……岩手県、福島県、埼玉県、埼玉盲同窓会、東京都、雇用連、神奈川県、大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、岡山盲教員研修会、高知県、福岡県、福岡市盲人協会、沖縄共闘会議の17回。

7．啓発宣伝……「点民」07年1月号増刊「19条裁判」を発行し、増刷して普及しました。（1,500部）。また、宣伝ビラを作成しました。

**Ⅴ**　カンパのお願い

各団体、及び、会員の皆様

平成医療学園グループが、国を相手とする非認定処分取消訴訟を大阪・東京・仙台の３地裁に起こして２年になり、視覚障害マッサージ師の職域を守るための１９条裁判は佳境に入りつつあります。

この間、私たちは、これまでにあん摩師等法１９条の堅持を強く要求し、視覚障害あはき師の職域を守る戦いを続けてきました。また、皆様のご協力を元にあん摩師等法１９条連絡会を結成し、傍聴や署名活動などを行いました。今後も継続的に戦いを維持するために募金のご協力をお願いいたします。

皆様からの募金は、あんま師等法１９条訴訟に関わる活動を継続するために活用させていただきますので、各加盟団体や関係者、有志に呼びかけてご支援いただければ幸いです。

送金口座：ゆうちょ総合口座

店名：０１８　普通：７６０１７１７

口座名義：あんま師等法１９条連絡会

問い合わせ先：あんま師等法１９条連絡会　会計担当　生田目（ナバタメ）

Eメール：k135136135123456@gmail.com